

知財の広場

「商品名をハッシュタグに使用すると商標権侵害になることがある!？」

SNS 上の投稿で用いられるハッシュタグは、フリマアプリ等で商品紹介のためにも使われることがあります。ところが、令和 3 年 9 月、商標登録されたブランド名をハッシュタグとして無断で使用する行為につき、商標権侵害に該当するとの判決が下されました(令和 2(ワ)8061 商標権侵害差止請求事件)。

ハッシュタグとは、ハッシュ記号(#)と特定のワードを一体化させたものです。「#」に続くワードをタグ付けすることで、SNS の利用者が当該ワードに関連する投稿を検索することを容易にする機能があります。ハッシュタグを活用することで、閲覧者としては、関心のあるワードに関連する投稿を簡単に見つけ出すことができ、また、投稿者としては、多くの同じ関心を持つ閲覧者を集めることで閲覧数を増やすことができます。

商標権侵害が成立するためには、商標が、需要者が何人かの業務にかかる商品又は役務であることを認識することができる態様、言い換えれば商品又は役務の出所を明示する態様で使用されていなければなりません(商標法第 2 条 3 項各号)。このような態様による使用を、商標的使用といいます。

本件裁判では、ハッシュタグでのブランド名の使用が商標的使用であるかが争われました。本判決では、原告の登録商標「シャルmant サック」と被告の「# シャルmant サック」との類似性を認めた上、商標的使用の有無について、ハッシュタグは、原告の商品やブランドの情報を検索する利用者を被告のサイトへ誘導するために用いられたのであり、当該サイトには、「(被告の)商品はシャルmant サックの商品ではありません」旨の打消しの表示もなく、当該サイトの商品が「シャルmant サック」なる商品名又はブランド名のものであると認識させると指摘しました。

SNS やフリマアプリでは、現在もハッシュタグが多用されており、商品の出品者が、商標権侵害を特に意識することなく、他人のブランド名をハッシュタグ化してしまう場合も少なくありません。本判決を前提とすれば、他人の登録商標を無断でハッシュタグとして用いることは、商標権侵害のおそれ大きい行為であるといえます。皆様、ハッシュタグへのブランド名の使用には十分にお気を付け下さい。